

**警戒レベル第3段階の具体的実施内容
(沖縄県対処方針)**

I 県民・事業者への対応事項

(令和3年4月1日更新)

項 目	実施内容
◎感染急拡大を封じ込めるための緊急特別対策の実施について	<p>【3月29日発出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 沖縄県緊急事態宣言を終了した2月28日以降、「再発警戒段階」にあるものと捉え、引き続き警戒を呼びかけるとともに、医療提供体制や検査体制の拡充を図っているところであります。 ○ しかしながら、県内の新規感染者数は徐々に増加し、歓送迎会や人の移動が増える3月後半にかけて、感染拡大の速度が上昇しています。3月21日と28日の直近1週間の新規感染者数を比べると、約1.9倍に増えており、今年1月に緊急事態宣言を発出した時期を上回る速度で感染状況が急拡大しています。 ○ 現段階においては、感染者の多くを20～40代の世代が占めていますが、このままの状況が続くと、次第に高齢者層にも感染が拡大し、入院治療が必要な重症・中等症の患者が増えることとなります。さらに今後、各市町村におけるワクチン接種を円滑に実施するためには、多くの医療従事者の協力が必要であるため、感染拡大によって医療がひっ迫する状況は避けなくてはなりません。 ○ 長期にわたるコロナ禍で、県民生活や県経済は大きな影響を受けております。ゴールデンウィークまで感染状況に改善が見られなければ、さらに深刻な影響を及ぼしかねません。県経済を回復させるためにも、一日も早く感染状況を改善させる必要があります。 ○ そのため、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」及び「沖縄県新型コロナウイルス感染症等対策に関する条例」に基づき、沖縄県の対処方針を下記のとおりとしますので、ご協力をよろしくお願いいたします。
1. 営業時間短縮の要請について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 下記地域の飲食店及び遊興施設等において、次のとおり営業時間を短縮するよう要請します。対象の全期間、時短要請に応じていただいた事業者には、店舗毎に協力金を支給します。なお、その他の地域において感染拡大の兆候が確認された場合には、対象地域の追加を検討します。 <p>①対象地域：那覇市保健所管内・中南部保健所管内の内、離島町村を除く(20市町村) (那覇市・糸満市・浦添市・豊見城市・南城市・西原町・与那原町・南風原町・八重瀬町・宜野湾市・沖縄市・うるま市・恩納村・宜野座村・金武町・読谷村・嘉手納町・北谷町・北中城村・中城村)</p> <p>②営業時間：朝5時～夜9時(酒類提供：朝11時～夜8時)</p> <p>③対象業種：飲食店及び遊興施設等</p> <p>④要請期間：4月1日(木)～4月21日(水)</p> <p>⑤協力金：84万円(21日全期間、要請日応じた場合)</p> <p>※ 遊興施設等とは、キャバレー、ナイトクラブ、ライブハウス、スナック、ダンスホール、パブ等で食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている事業者をいう。 ※ 3月29日時点で営業継続中の飲食店及び接待を伴う遊興施設等を運営する事業者とする。</p>
2. 必要最小限の外出について 【県民・来訪者の皆さまへ】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、心身のリフレッシュや運動・散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、外出を控えるようお願いします。
3. 会食関連 【県民・来訪者の皆さまへ】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会食を行う場合は、4人以下・2時間以内とし、同居家族や親しい方など普段一緒にいる方同士でお願いします。 ○ その際は、シーサーステッカー等を掲示した店舗を利用し、対面では座らない等の感染予防対策に留意し、混雑していないお店の利用をお願いします。

	<p>○ 飲食中はなるべく会話を避けていただき、飲食時以外はマスクの着用をお願いします。飲食店を利用する際には、飲食店から求められる感染防止策に協力するようにお願いします。</p> <p>○ カラオケは、換気の徹底やアクリル板の設置など、特に感染防止対策の徹底されたお店を利用し、マスクの着用を忘れずにお願いします。</p> <p>○ 体調不良の際には、会食に参加しないこと・させないこと！</p> <p>※「会食」とは飲食を主目的とするものであり、会議、講演会、説明会、コンサート、芸能、披露宴等の催事を目的とするものについては、『新型コロナウイルス感染症に係る沖縄県イベント等実施ガイドライン』により主催者が判断する。</p>
4. 「新しい生活様式」及び「新しい旅のエチケット」の実践【県民・来訪者の皆さまへ】	<p>○ 引き続き県民・来訪者の皆様におかれましては、マスクの着用、こまめな手洗い・手指消毒、3密（密閉・密集・密接）の回避等の「新しい生活様式」及び「新しい旅のエチケット」を徹底した上で行動してください。高齢者と会う場合には、特にご注意ください。</p> <p>○ 外出は、空いた時間と場所を選び、特に平日・休日ともに混雑した場所での食事等は控えてください。</p> <p>○ 大人数の旅行は、控えるようにしてください。なお、修学旅行については、「沖縄修学旅行 防疫観光ガイドライン」に基づく行動をお願いします</p> <p>○ 毎日体温測定するなど健康管理を行い、体調不良時には仕事や学校を休み、外出を控えるとともに、かかりつけ医やコールセンター(098-866-2129)にご相談ください。</p>
5. 職場での対策【事業者の皆さまへ】	<p>○ 従業員の体調管理を徹底し、体調の悪い方は、出勤しない・させないようお願いします。</p> <p>○ 従業員のマスク着用や、感染リスクが高まる「5つの場面」に気をつける、在宅勤務や時差通勤の拡大など、通勤・在勤時の密を防ぐ取組の徹底をお願いします。特に職場での「居場所の切り替わり」(休憩室、更衣室、喫煙室等)にご注意をお願いします。</p> <p>○ 職場の代表者や幹部職員の皆様は、「新しい生活様式」の徹底など事業所内の感染予防に責任感を持って取り組むようお願いします。</p>
6. 各店舗や施設等における対策【事業者の皆さまへ】	<p>○ 「感染拡大予防ガイドライン」を遵守し、従業員のマスク着用の徹底、密にならない対応、発熱者等の入場制限、手指の消毒設備の配置、常時室内換気を行うこと、及び店内のBGMやカラオケの音量はできる限り最小限とする等を徹底した上で、営業活動をお願いします。</p> <p>○ 接触確認アプリ「COCOA」及び県が推奨するLINEアプリによる濃厚接触者通知システム「RICCA」の積極的な活用をお願いします。また、感染防止対策徹底宣言「シーサステッカー」については、QRコードを適切に付した上で店頭へ掲示し、感染対策の徹底をお願いします。</p>
7. 県境をまたぐ往来について	<p>【県民の皆さまへ】</p> <p>○ 県外への往来を予定されている県民の皆様は、事前の十分な健康観察と感染防止対策の徹底をお願いします。ただし、各都道府県独自で外出自粛要請を行っている地域との不要不急の往来は、自粛をお願いします。</p> <p>※外出自粛要請している都道府県(3月29日現在 宮城県、山形県、東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県)</p> <p>○ 希望者は誰でも安価でPCR検査を受けられる体制を整備していますので、出発前の受検を推奨します。陽性となった場合や、体調不良の場合は、県外への出発を中止または延期していただきますようお願いします。</p> <p>○ また、日帰りであっても沖縄に戻って来て2週間は、自己の健康観察期間として自宅でのマスク着用など体調管理を行ってください。なお、不安のある方は、PCR検査を検討してください。</p>

	<p>【来訪者の皆さまへ】</p> <p>○ 県外からの来訪を予定されている皆様は、事前の十分な健康観察と感染防止対策の徹底をお願いします。また、体調不良の際には来県中止または延期をお願いします。ただし、各都道府県独自で外出自粛要請を行っている地域の皆様は、当該地域から本県への不要不急の来県は、自粛をお願いします。</p> <p>○ 事前に出発地においてPCR検査若しくは抗原検査を受検し、陽性の場合には出発を中止または延期してください。本県入域前にPCR検査が受けられなかった場合に備え、那覇空港においても希望する方はPCR検査が受けられる体制「NAPP (Naha Airport PCRtest Project)」を整備しています。</p>
8. 離島への往来及び離島間の往来について【県民・来訪者の皆さまへ】	<p>○ 来島自粛を求めている離島との往来は自粛をお願いします。</p> <p>○ また、その他の離島についても、離島の医療体制は脆弱であることから、本島と離島間、離島と離島間の移動については、事前の十分な健康観察と感染防止対策の徹底をお願いします。体調不良の際には移動の中止または延期をお願いします。</p> <p>○ 離島へ行く方は、お近くのPCR検査センターや「NAPP」において出発前の受検を推奨します。</p>
9. 各種競技団体等のキャンプ・合宿の受入について【受入等関係者の皆さまへ】	<p>○ 今後予定される東京2020大会に向け事前キャンプやホストタウン交流のため来沖する国外競技団体や、その他国内の各種スポーツ競技団体等のキャンプ・合宿の受入にあたっては、本県入域前72時間以内にPCR検査若しくは抗原検査による陰性判定を受けることを前提とするようお願いします。</p>
10. イベントの開催について【県民・来訪者の皆さまへ】	<p>○ イベントの開催規模等は、引き続き次のとおりとします。</p> <p>開催規模: 5,000人以下 収容率: 屋内 50%以下 屋外 人と人との距離を十分に確保(できるだけ2m)</p> <p>○ また、「沖縄県イベント等実施ガイドライン」等の遵守をお願いします。なお、ガイドライン等に基づく感染防止対策を十分に講じることができない場合は、開催中止、又は延期等を慎重に検討してください。</p>
11. 季節的なイベント等について【県民・来訪者の皆さまへ】	<p>○ 季節的なイベントについては、次のとおりご注意ください。なお、体調不良者は参加しない、させないようにしてください。</p> <p>① 入学式・入社式等について 式典主催者は、時間差・分散・WEB開催の検討をお願いします。また、開催にあたっては、参加者のマスク着用、手指消毒、換気等の感染防止対策を徹底し、規模縮小などを検討した上で、実施してください。 症状のある方には、オンラインで参加できるよう対応の検討をお願いします。</p> <p>② 歓送迎会等について 国の基本的対処方針の留意事項の要請により、歓送迎会、新歓コンパ、飲食につながる年度初めのイベント等は、自粛をお願いします。</p> <p>③ 清明祭について 清明祭を実施する際は、いつも一緒にいる同居家族等と、できるだけ少人数かつ短時間で実施するようお願いします。</p>
12. 学校での対応について【学校設置者】	<p>○ 引き続き、部活動、課外活動、学生寮における感染防止対策の徹底をお願いします。</p> <p>○ 大学等での懇親会などについては、学生等への注意喚起をお願いします。</p>
13. 市町村及び関係団体との連携について	<p>○ 感染拡大防止対策が全ての県民に周知され、協力を得られるよう、市町村においては、広報車や防災無線を活用し、関係団体においては、機関誌や社内メールなどを活用して広報啓発にご協力をお願いします。</p> <p>○ また、緊急特別対策の実効性を高めるため、店舗や事業所において、営業時間短縮の要請や業種別ガイドラインの遵守の状況について確認し、確実に実行されるよう、市町村や関係団体と連携し、巡回活動などに取り組んでまいります。</p>

**警戒レベル第3段階の具体的実施内容
(沖縄県対処方針)**

II 医療体制

(令和3年4月1日更新)

項 目	実施内容
1. 病床数等の確保状況	
(1)病床数	<ul style="list-style-type: none"> ○ 病床数については、8月10日に医療フェーズ5:最大425床の確保を目標に設定。 ○ 県内全地域で医療フェーズ4に引き上げ (10月9日) ○ 宮古・八重山地域で医療フェーズ5に引き上げ (10月16日) ○ 宮古・八重山地域で医療フェーズ4に引き下げ (11月17日) ○ 宮古地域の医療フェーズ5に引き上げ (12月9日) ○ 県内全地域で医療フェーズ5に引き上げ (1月14日) ○ 本島地域で医療フェーズ4に引き下げ (2月27日) ○ 宮古・八重山地域で医療フェーズ3Bに引き下げ (2月27日)
(2)宿泊療養施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染者の急増に伴う病床のひっ迫による医療崩壊を防ぐため、宿泊療養施設を開設。 ○ 県内全域で5施設室で運用中 <ul style="list-style-type: none"> ①7月30日:那覇市内に開設(60室) ②8月4日:那覇市内に追加開設(100室→8月12日から200室) ③8月12日:宮古地域に開設(30室→R3.3月で契約解除) ④8月4日:八重山地域に開設(30室→8月7日から50室) ⑤10月20日:北部地域に開設(30室) ⑥1月26日:宮古地域に追加施設確保(2施設合計100室→4月1日から1施設73室) ○ 中部地域等での新たな開設に向け検討中。
2. 入院体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 重点医療機関等新型コロナウイルス感染症を受け入れる医療機関を設定し、病床確保を含め、入院体制の拡充を要請する。 ○ 新型コロナ感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組を行うため、疑い患者を受け入れるとした救急・周産期・小児医療機関に対して、感染拡大防止対策などに要する設備整備費用を補助する。 ○ 新型コロナウイルス感染患者等を迅速に受け入れる体制を確保するため、病床を空床として確保した医療機関に対し空床確保の補助を行う。 ○ 新型コロナウイルス感染症の受入医療機関に入院中の非コロナ患者をコロナ患者を受け入れない医療機関に転院することを促進し、受入医療機関におけるコロナ専用病床の確保を図る。 ○ 新型コロナウイルス感染症患者等の救急搬送状況を把握するとともに、受入医療機関の情報収集を行い、必要に応じて消防機関へ情報提供し、地域の救急搬送体制を維持する。
3. 無症状者や軽症者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 宿泊療養施設の設置 本島、宮古及び八重山圏域に宿泊療養施設を設置し、無症状者及び軽症者の入所を促進する。また、当該施設による療養が困難な患者については、自宅での適切な健康管理を行う。
4. 外来医療体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 入院治療を行う重点医療機関等の機能を維持するため、一般の病院・診療所に協力を依頼し、外来診療体制を整備。
5. 検査体制	
(1)PCR検査等件数/日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1日の最大検査件数 PCR検査:3,386件、抗原検査:3,570件
(2)PCR検体採取施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 北部、浦添、那覇・南部及び八重山地区で検体採取センターを運営している。
(3)保険診療による行政検査	<ul style="list-style-type: none"> ○ 261ヶ所の医師会所属クリニック及び離島診療所に検査協力医療機関又は診療検査機関を設置し、県民に対する抗原検査による迅速検査及び唾液検体を採取して外部検査機関においてPCR検査を行える体制を整備。

6. 検査体制の拡充	
(1)介護施設等へのPCR検査の実施について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 重症化するリスクが高い高齢者が利用する介護施設や、新型コロナウイルス感染症患者等に対応する医療機関において、施設内感染やクラスター発生を未然に防止するため、介護従事者及び医療従事者を対象に定期的なPCR検査を実施します。 ○ 開始時期:2月10日
(2)那覇空港PCR検査プロジェクト(NAPP)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事情により入域前の検査が受けられなかった本県への渡航者及び那覇空港から県内離島空港へ出発する渡航者で、希望者(県民を含む)を対象に那覇空港でPCR検査を実施する。 ○ 名称:NAPP(Naha Airport PCRtest Project) ○ 開始時期:2月3日
(3)安価なPCR検査体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安価にPCR検査を受けられる体制を整備するため、一定の処理能力を有する民間の検査機関が実施する検査に対し支援を行います。 ○ 開始時期:2月19日
(4)変異株に対する検査体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 沖縄県環境衛生研究所において、変異株のスクリーニング検査を実施します。 ○ 開始時期:2月8日
7. 離島対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 患者搬送発生等には適宜対応出来るよう、自衛隊・海上保安庁との連携体制を維持する。 ○ 離島地域からの搬送体制を整理し、宿泊療養施設や検体採取センターの立ち上げを支援し、宮古・八重山地域において宿泊療養施設を設置。 ○ 那覇空港から県内離島空港へ出発される渡航者で希望者(県民を含む)を対象に那覇空港でPCR検査を実施する。
8. 衛生資機材(医療用マスク・防護服等)の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム(G-MIS)を活用し、各医療機関の在庫状況を把握し、不足の恐れのある医療機関等へ速やかに配布する。 ○ 県備蓄分について確保を進める。
9. 情報収集・分析・発信	<ul style="list-style-type: none"> ○ KDDI Location Analyzer(位置情報サービス)を活用し、空港や商業施設などのエリアを指定し、緊急事態宣言前後の人流を比較分析し、外出自粛・休業要請等の効果の可視化を行う。 ○ 陽性者発生状況、警戒レベル判断指標の状況等をホームページに公表。 ○ SNSで最もユーザーの多いLINEを活用し、多くの方々に県の施策を発信が可能となる沖縄県LINE公式アカウント「RICCA(新型コロナ対策パーソナルサポート)」の利用を促進し、コロナに関する情報提供等を行う。 ○ 感染状況の分析については、県外の感染症疫学の複数の専門家を対策本部の疫学チームに招き、専門的な解析を行うことにより、総括情報部において県内の新規患者発生数や療養者数等について分析を行っている。
10. 渡航者への対応(水際対策)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事情により入域前の検査が受けられなかった本県への渡航者で、希望者(県民含む)を対象にPCR検査を実施する。 ○ 那覇空港等に設置した旅行者専用相談センター沖縄(TACO)において、サーモグラフィー等により発熱が確認された旅行者を迅速に検査へと繋げる対策を行う。 ○ 県内の感染状況に関する情報を県外に発信し、旅行者の理解を深めることとあわせて、接触確認アプリ「COCOA」や濃厚接触者通知システムLINEアプリ「RICCA」の利用促進を図るとともに、マスクの着用や手洗いなど新しい生活様式の徹底を呼びかける。
11. クラスター対策(病院、社会福祉施設)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 病院及び社会福祉施設等におけるクラスターの未然防止、拡大防止に向けた取り組みを継続して行う。 ○ 具体的には、クラスター発生、または発生するおそれのある医療機関・社会福祉施設において感染症指導を行うICT(感染管理チーム)・ICN(感染管理看護師)の派遣体制の整備を行うとともに、次の感染拡大期に向けて、看護師を派遣し、社会福祉施設における感染防止対策の指導・助言を実施する。 ○ また、引き続き医療機関・社会福祉施設内における患者発生情報の収集を実施する。

12. 医療コーディネーターチーム	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保健所及び医療機関からの調整依頼の増加に対応するため、医療コーディネーターチームの人員を増強して対応する。 ○ 医師及び県職員の夜間オンコール体制を引き続き維持し、24時間体制で調整を行う。
13. コールセンター	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今後のインフルエンザとの同時流行に備えて、新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口を、発熱者を含む相談窓口として体制を強化する。それに伴い、感染状況やコールセンターの応答率を踏まえて、昼間は最大20回線、夜間最大10回線に増設して対応中。
14. 接触経路の追跡	<ul style="list-style-type: none"> ○ お互いのプライバシーを確保しつつ、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性が通知され、帰国者・接触者外来等受診案内が行われる接触確認アプリ「COCOA」や、SNSで最もユーザーの多いLINEを活用し、多くの方々に県の施策を発信が可能となる沖縄県LINE公式アカウント「RICCA(新型コロナ対策パーソナルサポート)」の利用を促進し、コロナに関する情報提供等を行う。
15. 新型コロナウイルス感染症医療機関協力金交付事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症の受け入れに協力した医療機関に対し、医療従事者の処遇改善など各医療機関の実情に応じて柔軟に活用できる協力金を交付する。 ○ 対象医療機関 感染症指定医療機関、協力医療機関等 ○ 交付額 外来診療基礎額 1医療機関につき1日当たり3万6千円 入院患者変動額 延べ入院患者1人につき1日当たり6万4千円
16. 新型コロナウイルス感染症流行下妊産婦支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症に感染した妊産婦に対し、助産師等の訪問による専門的なケアや電話相談等を実施する。 ○ 新型コロナウイルス感染症に不安を抱える分娩前の妊婦が、かかりつけ医と相談し希望する場合、ウイルス検査費用を公費負担する(上限20,000円)
17. 新型コロナウイルスワクチン接種について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症にかかるワクチンの接種について、予防接種法の臨時接種に関する特例を設け、厚生労働大臣の指示のもと、都道府県の協力により市町村においてワクチンを接種する。 ○ 予防接種により健康被害が生じた場合の救済措置等は、予防接種法の現行の規定を適用する。
(1)国の役割	①ワクチンの確保 ②購入ワクチンの卸売業者への流通の委託 ③接種順位の決定 ④健康被害救済に係る認定 ⑤副反応疑い報告制度の運営 等
(2)県の役割	①地域の卸売業者との調整(ワクチン流通等) ②市町村支援 ③市町村事務に係る調整(接種スケジュールの広域調整等) ④専門的相談対応 等
(3)市町村の役割	①実施主体 ②住民への接種勧奨・個別通知 ③接種手続きに関する一般相談対応 ④健康被害救済の申請受付、給付 ⑤集団接種会場の確保 等
(4)接種順位の大きなイメージ・スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療従事者等(先行接種) ○ 医療従事者等(優先接種) 3月5日開始 (沖縄県約 57,000人) <ul style="list-style-type: none"> ・基本接種施設23箇所を決定 (ディープフリーザーを2月に設置済) ・連携型接種施設を選定(164カ所) ○ 高齢者(65歳以上) 4月12日開始予定 (沖縄県約320,000人) <ul style="list-style-type: none"> ・離島を含め各市町村に1台以上のディープフリーザーを設置(105台予定) <p>し、円滑に接種が行えるよう関係機関と調整中。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者以外で基礎疾患を有する者、及び高齢者施設等の従事者
(5)接種場所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則 住民票所在地の市町村 ○ 例外 住民票所在地外でも接種可(長期入院者、被災者、単身赴任者、出産のための里帰り妊産婦等)
(6)専門的相談体制(コールセンター)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 副反応等医学的見地が必要となる専門的な相談など、市町村では対応困難な問い合わせへの対応を実施。3月15日開始。

警戒レベル第3段階の具体的実施内容
(沖縄県対処方針)

Ⅲ 学校・社会福祉施設・各関係施設等

(令和3年4月1日更新)

項 目	実施内容
1. 公立学校	
(1) 県立学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県立学校においては、学習の機会を保障する観点から、感染拡大防止対策を徹底しながら、教育活動を継続する。 ○ ただし重篤化しやすい基礎疾患をもつ幼児児童生徒が多く在籍する特別支援学校は、状況に応じて分散登校も可とする。 ○ 部活動、課外活動、学生寮における感染防止対策を徹底する。
(2) 市町村立学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村においては、県立学校の対応等を参考に、地域や学校の状況を踏まえて判断いただく。 ○ 小中学校における「学びの保障」については、文部科学省通知を各学校に周知し、学び残しが生じないように、教育課程の再編成や指導の重点化等を促すとともに、引き続き遠隔授業を含む学習支援の環境整備を促進する。
2. 県内大学	
(1) 県内大学	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各学校において、引き続き感染防止対策を徹底するとともに、県立学校の対応等を参考に、地域や学校の状況を踏まえて判断いただく。 ○ 部活動、課外活動、学生寮における感染防止対策の徹底と、懇親会などについて、学生等への注意喚起を要請する。
(2) 県立看護大学	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学部授業は主としてオンラインによる遠隔授業を実施する。 ○ 1月18日から1週間の臨地実習は中止する。 ○ 大学院生の研究指導は、指導教員と調整をしながら実施する。 ○ 図書館は、4年次以外の利用を原則禁止する。学外者の閲覧利用等は引き続き禁止とする。 ○ 部活動や課外活動における感染防止対策の徹底する。 ○ 体育館を利用しての活動は当面禁止する。 ○ 懇親会や飲み会などについて、学生等への注意喚起を行う。 ○ 県外、離島への不要不急の移動(帰省を含む)は自粛する。やむなく移動する場合は事前に届け出をする。
(3) 県立芸術大学	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遠隔授業を継続するが、感染対策を講じた上での面接授業の実施が適切と判断されるものについては、面接授業を実施する。 ○ 学生に対し、授業又は授業外学習等のため大学施設を利用する場合を除き、構内への不要な立ち入りを控えるよう要請する。 ○ 部活動、課外活動、学生寮における感染防止対策の徹底と、懇親会や飲み会などについて、学生等への注意喚起を行う。
(4) 県立農業大学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域(学校所在地)の感染状況等を見ながら、原則として以下の対応を予定 <ul style="list-style-type: none"> a 感染防止対策を徹底した上で、通常の教育活動(講義・演習)をする。 b 卒業式・入学式については、感染防止対策を徹底した上で、規模縮小し実施する。 ○ 課外活動、学生寮における感染防止対策の徹底と、懇親会や飲み会などについて、学生等への注意喚起を行う。

3. 高専、私立学校等	
(1)私立幼稚園等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 私立幼稚園においては、県立学校の対応等を参考に、地域や学校の状況を踏まえて判断いただく。 ○ 地域で感染が拡大した場合には、医療従事者等、社会生活の維持に必要なサービスに従事する等、仕事を休むことが困難な保護者への預かり保育の提供を依頼する。 ○ 発熱や呼吸器症状など風邪症状がある児童や職員の厳格かつ迅速な登園・出勤自粛の徹底の継続を依頼する。 ○ 濃厚接触の疑いのある職員の迅速な出勤自粛の継続を依頼する。
(2)私立小中高	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各学校において、引き続き感染防止対策を徹底するとともに、県立学校の対応を参考に、地域や学校の状況を踏まえて判断いただく。
(3)専修学校・各種学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各学校において、引き続き感染防止対策を徹底するとともに、県立学校の対応を参考に、地域や学校の状況を踏まえて判断いただく。 ○ 部活動、課外活動、学生寮における感染防止対策の徹底と、懇親会や飲み会などについて、学生等への注意喚起を要請する。
(4)職業能力開発校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職業能力開発校においては、感染防止対策を徹底した上で、職業訓練を実施する。 ○ 民間教育訓練施設等への委託訓練においても原則同様とする。 ○ 懇親会や飲み会などについて、訓練生等への注意喚起を行う。
(5)消防学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防学校においては、感染防止対策を徹底した上で、教育訓練を実施する。 ○ 教育訓練、寮生活における感染防止対策の徹底と、懇親会などについて、学生等への注意喚起を行う。
4. 社会福祉施設	
(1)高齢者・障害者施設等	
①高齢者・障害者施設等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染防止対策を徹底した上で、事業の継続を要請する。 ○ 入所者に感染者等が発生した場合の施設内の消毒、個室管理等の迅速な対応を要請する。 ○ 職員に感染者等が発生した場合の人員体制の確保に関する施設内・法人内等での検討・実施を要請する。 ○ 発生施設へ不足する衛生資材の提供及び職員応援依頼に対し関係機関と連携して対応する。
②通所・短期入所サービス利用者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭対応可能な場合などは可能な限り利用の自粛を要請する。 ○ 利用者や家族に感染者等が発生した場合は利用事業所及び居宅介護支援事業所へ速やかに情報を提供することを要請する。
③通所・短期入所事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 休業する場合等は利用者に必要なサービスが提供されるよう居宅介護支援事業所等と連携した適切なサービスの提供確保を要請する。

④訪問サービス利用者	○ 利用者や家族に感染者等が発生した場合は利用事業所及び居宅介護支援事業所へ速やかに情報を提供することを要請する。
⑤訪問系事業所・居宅介護支援事業所	○ 通所・短期入所事業所からの代替サービス提供依頼に対し利用者への必要なサービス提供確保の協力を要請する。
⑥面会	○ 原則、中止を要請。
(2)保育所・放課後児童クラブ	<p>○ 感染症対策や園児・職員の健康管理を徹底したうえで、通常どおりの保育の提供を依頼する。</p> <p>○ 発熱や呼吸器症状など風邪症状がある児童や職員の厳格かつ迅速な登園・出勤自粛の徹底の継続を依頼する。</p> <p>○ 濃厚接触の疑いのある職員の迅速な出勤自粛の継続を依頼する。</p> <p>○ 地域で感染が拡大した場合には、医療従事者等、社会生活の維持に必要なサービスに従事する等、仕事を休むことが困難な保護者を除き、児童の登園自粛又は臨時休園を検討することを依頼する。</p>
5. その他の公共的施設	<p>○ 博物館、美術館や運動施設など、県立の公共施設については、感染防止対策を徹底しながら、引き続き運営をする。</p> <p>○ 感染防止対策の観点から、施設によっては一部サービスの制限及び人数制限等を実施する。</p> <p>○ 市町村立の公共施設については、県と同様の対応を要請する。</p>
(1)社会教育施設	
①県立図書館	○ 当館の感染拡大予防ガイドラインに基づき感染防止対策を徹底した上で、業務を継続する。
②青少年の家	○ 感染防止対策を徹底した上で、地域の感染拡大状況を踏まえながら業務を継続する。
③埋蔵文化財センター	<p>○ 感染防止対策を徹底した上で、業務を継続する。(一部施設は当分の間休室とする)。</p> <p>○ イベント等に際しては、状況に応じて利用者の人数制限等の対策を講ずる。</p>
④地域環境センター	○ 感染防止対策を徹底した上で、事業を実施する。
⑤博物館・美術館	<p>○ 感染防止対策を徹底した上で開館する。(一部施設は当分の間休室)</p> <p>○ 感染拡大予防ガイドライン等に基づき感染防止対策を徹底した上でイベントを実施する。</p>
⑥沖縄空手会館	<p>○ 感染防止対策を徹底した上で、利用者の受入れ(専用利用のみ)を行う。</p> <p>○ 施設利用者には、感染拡大予防ガイドラインに基づいて3密回避及び手指消毒等の注意喚起を行う。</p> <p>○ 3密対策として、施設の利用人数の制限を実施する。</p>
⑦沖縄県平和祈念資料館	○ 県のガイドライン等に基づく3密対策として展示室の入室制限を実施、会議室、ホールの収用人数制限を実施する。
⑧公文書館	○ 感染拡大予防ガイドラインに基づき、閲覧室及び展示室への入室制限を実施する。

(2)国営・県営公園	
①県立県民の森	○ 感染防止対策を徹底した上で開園する。ただし、感染防止のため施設の利用制限を実施する。
②奥武山総合運動場	○ 奥武山総合運動場(奥武山陸上競技場、奥武山補助競技場、奥武山庭球場、奥武山水泳プール、武道館、奥武山弓道場、糸満球技場、ライフル射撃場)は利用できるものとする。 ○ ただし、個人利用については、人数や使用方法等について一部制限を行う。 ○ なお、利用者には各種ガイドラインに沿って十分な感染防止対策を講じるよう求める。
③美ら海水族館	○ 美ら海水族館及び周辺施設を含む県管理区域は、感染防止対策を徹底した上で施設運営する。ただし、3密対策等感染防止対策のため、入場制限等を行う場合がある。
④首里城公園	○ 首里城有料区域並びに県営首里城公園首里杜館及び地下駐車場は、感染防止対策を徹底した上で施設運営する。ただし、3密対策等感染防止対策のため、入場制限等を行う場合がある。
⑤県営8公園施設	○ 遊具等及び駐車場は、感染防止対策を徹底した上で利用出来るものとする。ただし、屋内・屋外施設の利用については、3密対策等感染防止対策の取組状況を確認のうえ、施設毎に検討していくこととする。
⑥市町村営公園	○ 県の対応について参考送付し、県公園と同様の対応を要請する。
⑦平和創造の森公園	○ 感染防止対策を徹底した上で、開園する。
(3)その他	
①沖縄コンベンションセンター	○ 催事の実施に当たっては、各種ガイドラインに沿って感染防止対策の徹底を図るとともに、必要に応じて催事主催者へ規模の縮小又は延期等の調整を行う。
②万国津梁館	○ 催事の実施に当たっては、各種ガイドラインに沿って感染防止対策の徹底を図るとともに、必要に応じて催事主催者へ規模の縮小又は延期等の調整を行う。
③沖縄県総合福祉センター	○ 「感染拡大予防ガイドライン」に基づき感染防止対策を徹底した上で、通常どおりの事業を実施する。
④沖縄県男女共同参画センター	○ 「感染拡大予防ガイドライン」に基づき感染防止対策を徹底した上で、通常どおりの事業を実施する。
⑤運転免許センター関連	○ 運転免許センター、中部分校、北部分校、宮古分校、八重山分校においては講習室の分散、定期的な換気、必要な場合は入場制限を行うなどの感染防止対策を徹底するとともに、体調不良や風邪症状のある方の来庁自粛を広く呼びかけながら業務を継続する。

**警戒レベル第3段階の具体的実施内容
(沖縄県対処方針)**

(令和3年4月1日更新)

項 目	実施内容
1. 県民・雇用者向け支援策	
(1)支援策	
①公共料金等の支払い猶予	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電気代、ガス代、水道・下水道料金など、収入が減少し、期限内の支払いが困難な場合に一定期間の支払いを猶予する。 ○ 相談先:それぞれの契約会社等に問い合わせ
②納税の猶予	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方税法による猶予制度を周知する。申請は、郵送又は電子による方法を積極的に案内する。
③国民健康保険料(税)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国民健康保険料(税)を猶予及び減免する。 ○ 相談先:各市町村国民健康保険担当窓口(詳しい条件や手続等)
④県営住宅関係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県営住宅家賃支払いが困難となった場合の相談窓口の周知。 ○ 失職、収入減に対する県営住宅家賃の再認定及び減免。 ○ コロナ対策の影響等により住宅を失った者に対する県営住宅の一時入居。
⑤緊急小口資金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少により、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった世帯を対象に、緊急小口資金の特例貸付を実施。 ○ 申請先:市町村社会福祉協議会 ○ 貸付上限額:10万円又は20万円以内 ○ 申請期限:令和3年6月末まで
⑥総合支援資金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯に対し、総合支援資金の特例貸付を実施。 ○ 申請先:市町村社会福祉協議会 ○ 貸付上限額:月15万円又は20万円以内 原則3ヶ月以内※ ※日常生活の維持が困難な場合、更に3ヶ月以内延長貸付可 ※緊急小口資金及び総合支援資金の貸付終了後も困窮している場合、最大3ヶ月の再貸付可 ○ 申請期限:令和3年6月末まで
⑦住居確保給付金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等により家賃の支払いに困り住居を失うおそれのある方々に対し、家賃相当額を支給する。 (※3か月間の再支給の特例(解雇以外の離職や休業等に伴う収入減少等の場合でも申請可。1度限り。)の申請期間は令和3年6月30日まで) ○ 相談・申請先:市町村を管轄する自立相談支援機関
⑧傷病手当金(健康保険)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナ感染などで仕事を休んでいる労働者について働けない期間、傷病手当金を支給する。※4日目から支給 ○ 相談・申請先:各市町村国民健康保険窓口及び協会けんぽ、健康保険組合など

<p>⑨新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 (国事業)</p>	<p>○ 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金(休業手当)を受けることができなかった方に対して、当該労働者または事業主の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給する。</p> <p>○ 相談先: 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター(TEL: 0120-221-276)</p> <p>○ 支給額: 休業前賃金の8割(日額上限 11,000円)</p> <p>※大企業に雇用される一部の非正規労働者にも対象が拡大。 対象となる休業期間と支給額は下記のとおり。(沖縄県の場合)</p> <p>①令和2年12月17日以降の休業→休業前賃金の8割(日額上限 11,000円)</p> <p>②令和2年4月1日～6月30日の休業→休業前賃金の6割(日額上限11,000円)</p> <p>○ 受付終了日 令和3年7月31日</p>
<p>(2)相談対応</p>	
<p>①見守り活動の実施</p>	<p>○ 感染防止対策を講じた上で、見守り活動実施の呼びかけ。</p>
<p>②ひとり親家庭対応</p>	<p>○ 感染防止策を講じた上で、ひとり親世帯にヘルパーを派遣。</p>
<p>③DV、児童虐待対応</p>	<p>○ 警察、女性相談所、児童相談所等の関係機関が連携した適切な相談対応の推進、相談受入態勢の維持・確保。</p> <p>○ 相談体制の強化(対応職員の増、相談窓口の広報等)。</p>
<p>④特殊詐欺等対応</p>	<p>○ あらゆる広報媒体を使用した広報啓発活動と相談対応の強化及び取締りの徹底。</p>
<p>⑤学生等対応</p>	<p>○ 大学、専門学校等の学生からの相談については、NPO法人と連携し対応。</p>
<p>2. 事業者向け支援策</p>	
<p>(1)支援策</p>	
<p>①雇用調整助成金 (国事業)</p>	<p>○ 経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成する国の制度。</p> <p>○ 雇用調整助成金の特例措置等は、令和3年4月30日まで延長されている。(緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで現行措置を延長)</p>
<p>②沖縄県雇用継続助成金事業</p>	<p>○ 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う労働者の休業により、国の雇用調整助成金や緊急雇用安定助成金の支給決定を受けた県内に所在する事業主を対象に、県が上乘せ助成を行うことにより、雇用の維持と県内企業の負担軽減を図る。</p> <p>○ 受付・問い合わせ先: 事業者向け雇用支援事業事務局 (TEL: 098-941-2044)</p> <p>○ 助成率(休業手当に対する割合):</p> <p>①緊急対応期間(令和2年4月1日～令和3年4月30日)※解雇等あり 大企業: 国2/3 県1/6 (企業1/6) 中小企業、特に業況が厳しい大企業: 国4/5 県1/10 (企業1/10)</p> <p>②緊急対応期間(令和2年4月1日～令和3年4月30日)※解雇等なし 大企業: 国3/4 県1/4 中小企業、特に業況が厳しい大企業: 国10/10 県なし</p> <p>○ 申請期限: 国の雇用調整助成金等の支給決定から2ヶ月以内(消印有効)</p> <p>○ 沖縄県雇用継続助成金事業は、国の雇用調整助成金等の特例措置等の延長(緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで)に伴う支給決定も対象。</p>

③農林漁業セーフティーネット資金貸付等	○ 災害等により被害を受けた経営の再建に必要な資金又は社会的、経済的な環境の変化等により資金繰りに支障を来している場合等の経営の維持安定に必要な資金制度であり、貸付限度額の引き上げ、実質無利子・無担保等の措置を実施。
④経営継続補助金(国事業)	○ 新型コロナウイルス感染症の影響を克服するために、感染拡大防止対策を行いつつ、販路回復・開拓や事業継続・転換のための機械・設備の導入や人手不足解消の取組を総合的に支援することによって、地域を支える農林漁業者の経営の継続を図る。
⑤工業用水道料金関係	○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、工業用水道料金の支払いが一時的に困難な事業者を対象にした納期限の延期、使用の中止又は廃止、基本使用水量の減量に係る対応。 ○ 相談先: 配水管理課(TEL:098-866-2810) ○ 納期限の延期: 令和3年3月、4月、5月、6月使用分 ○ 申請期限: 納期限の延期については納期限の7日前まで、それ以外の支援策については、随時相談。
⑥一時支援金(国事業)	○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき2021年1月7日に発令された新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言(以下「緊急事態宣言」という。)に伴う飲食店の時短営業又は不要不急の外出・移動の自粛により、特に大きな影響を受け、売上が大きく減少している中堅企業、中小企業その他の法人等及びフリーランスを含む個人事業者に対して、緊急事態宣言の影響が特に大きい2021年1月から同年3月までの期間における影響を緩和して、事業の継続を支援するため、事業全般に広く使える一時支援金を給付する。 ○ 相談窓口: 一時支援金事務局 【申請者専用】TEL:0120-211-240 IP電話等からのお問い合わせ先: 03-6629-0479(通話料がかかります) ○ 給付額 2019年または2020年の1月～3月の合計売上－2021年の対象月の売上×3ヶ月(中小法人等: 上限60万円 個人事業者等: 上限30万円) ○ 申請受付期間: 2021年3月8日(月)～5月31日(月)
⑦新型コロナウイルス感染症対応伴走型支援資金(仮称)	○ 新型コロナウイルス感染症で影響を受けた事業者に対し、金融機関の継続的な伴走支援を受けながら経営改善等に取り組むための融資を行う。 ○ 相談先: 県中小企業支援課(TEL:098-866-2343) ○ 融資限度額: 1企業、1組合あたり4,000万円以内 ○ 取扱期間: 令和3年4月1日から令和4年3月31日までに保証申込を受付たもの。
⑧中小企業再生支援資金(新型コロナウイルス感染症対応貸付)(仮称)	○ 新型コロナウイルス感染症で影響を受けた事業者が中小企業再生支援協議会等の支援により作成した事業再生計画を実行するために必要な資金の融資を行う。 ○ 相談先: 県中小企業支援課(TEL:098-866-2343) ○ 融資限度額: 1企業、1組合あたり8,000万円以内 ○ 取扱期間: 令和3年4月1日から令和4年3月31日までに保証申込を受付たもの。

<p>⑨<u>うちなーんちゅ応援プロジェクト</u> (営業時間短縮協力金)</p>	<p>【2月4日決定・2月22付変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 営業時間短縮要請の発出(令和3年2月4日)に伴い、県内全域の飲食店及び接待を伴う遊興施設等に対し、時短要請期間の全期間時短に協力した場合、協力金を支給する。ただし、緊急事態宣言の解除を前倒した場合は、その日までの協力金を支給する。 ○ 相談先: 沖縄県感染症対策協力金コールセンター (TEL:098-856-4427) ○ 時短要請期間: 令和3年2月8日(月)～令和3年2月28日(日) (要請の全期間について、営業時間を朝5時～夜8時(酒類の提供は朝11時から夜7時まで)までとする) ただし、石垣市内の店舗については、2月24日から2月28日までの間、時短要請時間は、朝5時～夜10時までの間とする。 ○ 給付額: 一店舗あたり 84万円 (ただし、石垣市内の対象店舗は以下のとおり。) <li style="padding-left: 20px;">①2/8～2/23の間は朝5時～夜8時(酒類提供は朝11時～夜7時まで)の時短営業に応じ、かつ2/24～2/28の間は、朝5時～夜10時までの時短営業に応じた店舗: 74万円 <li style="padding-left: 20px;">②通常営業がもともと夜10時以前(及び朝5時以降)の店舗の場合は、2/8～2/23の間、朝5時～夜8時(酒類提供は朝11時～夜7時まで)の時短営業に応じた店舗: 64万円 ○ 申請受付期間: 令和3年3月1日～4月15日
<p>⑩<u>納税の猶予</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方税法による猶予制度を周知する。申請は、郵送又は電子による方法を積極的に案内する。
<p>(2)各事業者向け</p>	
<p>①<u>農林水産業向け</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 影響を受けた農林漁業者への資金の円滑な融通や既往債務の償還猶予の要請等 ○ 農林漁業者の事業継続や、次期作に向けた各種支援対策や県産農産物の県内消費拡大対策等 ○ 航空貨物の物流機能回復に向けた緊急支援(貨物専用臨時便の確保対策等)
<p>②<u>文化事業者向け</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ ライブハウスや劇場、ホール、ギャラリー等の文化芸術施設の運営者が行う公演・展示等の配信に係る支援を行う。
<p>(3)相談対応</p>	
<p>①<u>雇用調整助成金相談窓口体制の充実</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 雇用の維持を図るため、雇用調整助成金や沖縄県雇用継続助成金等の各種活用についての相談対応や情報提供を行う。 ○ 相談先: 事業主向け雇用支援事業事務局(TEL:098-941-2044) ○ 開設時間: 9:00～17:00(土・日・祝日除く)
<p>②<u>公共工事の関連の対応</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受注者からの申し出があった場合、受発注者間で協議し、工事の一時中止、工期延期や請負金額変更等を実施する。 ○ 緊急事態宣言時に社会の安定の維持の観点から事業の継続が求められることに留意しつつ、円滑な発注及び施工体制を確保する。
<p>③<u>国の一時支援金に係る県独自のサポート体制の充実</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国の一時支援金に係る相談・サポート窓口を、沖縄県産業振興公社に設置。 ○ 問い合わせ先: TEL:098-859-6237
<p>3. その他対応</p>	
<p>(1)その他対応</p>	
<p>①<u>便乗値上げ防止要請等</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要に応じて事業者団体等に生活物資の供給確保・便乗値上げ防止を要請する。

②観光客・観光事業者への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ○ 観光客・観光事業者等に対して、わかりやすい新型コロナ感染状況の情報提供を行う。 ○ HP、チラシ・カード、機内アナウンス等によりTACOにおける検温や問診などの協力依頼を行う。また、マスクの着用や手洗いなど新しい生活様式の実践を呼びかける。 ○ 観光客に対してRICCAへの登録を促進し、新型コロナに関する各種情報提供を行う。
③在住外国人への生活支援等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活支援等の相談窓口対応及び当該窓口の周知広報を実施する。
④廃棄物取扱方法の周知	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県HPにチラシ・パンフレット等を掲示。 ○ 事業者等、市町村関係部局へ周知。
⑤警戒活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 繁華街等における警戒活動の強化。
⑥感染拡大防止と社会経済活動両立サポート	<ul style="list-style-type: none"> ○ RICCAにおいて、感染防止対策徹底宣言シーサーステッカー掲示店舗のクーポンを発行することで事業活動を応援する。 ○ 店舗やイベント等で万が一集団感染が発生した場合、LINEメッセージにより接触可能性のお知らせを行い、健康観察の徹底等を促すことで感染拡大防止へつなげる。